

社団法人日本速記協会定款

昭和 40 年 10 月 15 日 施 行	昭和 62 年 10 月 29 日一部変更
昭和 42 年 10 月 20 日一部変更	平成 6 年 4 月 6 日一部変更
昭和 44 年 10 月 23 日一部変更	平成 13 年 1 月 6 日一部変更
昭和 48 年 10 月 28 日一部変更	平成 17 年 10 月 28 日一部変更
昭和 55 年 10 月 23 日一部変更	平成 22 年 3 月 9 日一部変更

第 1 章 総 則

第 1 条 この法人は、社団法人日本速記協会という。

第 2 条 この法人は、事務所を東京都千代田区麹町 4 丁目 8 番 2 6 号ロイクラトン麹町ビル内におく。

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部をおくことができる。

第 2 章 目的及び事業

第 4 条 この法人は、広く国民の書記能力を増進し、記録事務の能率化をはかるため、速記の普及発達とその利用分野の開発につとめ、あわせて速記技能者の技術水準及び社会的評価の向上に資する諸事業を行い、もって、わが国文化の発展に寄与することを目的とする。

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 速記教育、記録事務、技術評価その他速記に関する調査研究
- 二 別に定める速記技能審査基準による検定、登録、証明
- 三 速記・記録事務に関する講習会、研修会、競技会等の開催
- 四 速記の学習及び利用に関する相談業務
- 五 「日本の速記」及び速記に関する出版物の刊行
- 六 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

第 6 条 この法人の会員は、次のとおりとする。

一 正会員

普通会員 この法人の目的に賛同し、理事会の議を経て、入会金及び普通会員費を納める者

特別会員 この法人の目的、事業を積極的に賛助し、理事会の議を経て、入会金及び特別会員費を納める者

二 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった者のうちから総会の議決をもって推薦する者

2 正会員は、総会の議決をもって別に定める入会金及び会費を納入する。ただし、会費は、毎年10月1日より翌年3月31日までに全額納入するものとし、年度途中より入会した者の会費は月割計算とする。

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を（支部のある地域では支部長を経て）理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となり、かつ、会費を納めることを要しない。

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

一 退会

二 死亡、失踪宣告並びに団体会員の解散

三 除名

第9条 会員で退会しようとする者は、理由を付して（支部のある地域では支部長を経て）理事長に退会届を提出しなければならない。

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。この場合、総会で議決する前に総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

一 会費を2年以上滞納し、催促しても納入しないとき

二 この法人の会員としての義務に違反したとき

三 この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあったとき

第11条 会員となった者の既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 役員及び職員

第 12 条 この法人には、次の役員をおく。

理事 16 名以上 20 名以内（うち理事長 1 名、副理事長若干名及び常務理事若干名）

監事 3 名

第 13 条 理事及び監事は、総会でこれを選任し、理事は互選で理事長 1 名、副理事長若干名及び常務理事若干名を定める。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の数の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第 14 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序により副理事長がその職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき別に定める日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。

第 15 条 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

第 16 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

一 法人の財産及び会計の状況を監査すること

二 理事の業務執行の状況を監査すること

三 財産及び会計の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会または文部科学大臣に報告すること

四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること

第 17 条 この法人の役員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

2 補欠（または増員）により選出された役員の任期は、前任者（または現任者）の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

4 役員は、心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき、または特別の事由のあるときは、その任期中であっても、総会及び理事会において、それぞれ正会員現在数及び理事現在数のおおのの 4 分の 3 以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、総会及び理事会で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えな

なければならない。

第 18 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第 19 条 この法人に、事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局には、局長及び職員若干名をおく。

3 局長及び職員の任免は、理事会の承認を得て、理事長が行う。

4 職員は有給とする。

第 5 章 会長、副会長、顧問、参与及び委員

第 20 条 この法人に、理事会の承認を得て、会長 1 名及び副会長、顧問、参与若干名をおく。

2 会長及び副会長は、この法人の名誉を代表し、また総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、意見を述べる。

4 参与は、理事長の求めに応じ、会務の遂行に協力する。

5 会長、副会長、顧問及び参与の任期はおのおの 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 21 条 この法人に、必要に応じ、委員若干名をおくことができる。

2 委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱し、それぞれ委員会を組織して、その事業の実施にあたる。

3 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 6 章 会 議

第 22 条 理事会は、毎年 6 回理事長が招集する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、臨時理事会を招集することができる。

3 理事長は、理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、その請求があった日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会の議長は、理事長とする。

第 23 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、

出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 24 条 総会は、第 6 条第 1 号の正会員をもって組織する。

第 25 条 通常総会は、毎年 9 月及び 11 月に理事長が招集する。

2 臨時総会は、理事または監事が必要と認めるとき、いつでも招集することができる。

第 26 条 理事長は、正会員現在数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第 27 条 総会の議長は、会議の都度出席正会員の互選で定める。

第 28 条 総会の招集は、少なくとも 10 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面（または「日本の速記」）をもって通知する。

第 29 条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

- 一 事業計画及び収支予算についての事項
- 二 事業報告及び収支決算についての事項
- 三 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
- 四 その他理事会において必要と認めた事項

第 30 条 総会は、会員現在数の 2 分の 1 以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

第 31 条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 32 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

第 33 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第7章 資産及び会計

第34条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 この法人の設立当初日本速記協会から継承した別紙財産目録記載の財産
- 二 入会金及び会費
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

第35条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種類とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄附金品であって、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

第36条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって、定期預金とする等確実な方法により理事長が保管する。

第37条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会及び総会において、それぞれ理事現在数及び正会員現在数のおのおのの3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けてその一部に限り処分することができる。

第38条 この法人の事業遂行に要する費用は、入会金、会費、事業に伴う収入及び資産から生ずる収入の運用財産をもって支弁する。

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に、理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更したときも同様とする。

第40条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後2カ月以内に理事長が作成し、正味財産増減計算書、財産目録、貸借対照表及び事業報告書並びに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を受けて、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、

その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第 41 条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数のおおのの 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第 42 条 第 37 条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

第 43 条 この法人は、必要があるときは、総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

第 8 章 定款の変更並びに解散

第 45 条 この定款は、理事会及び総会において、それぞれ理事現在数及び正会員現在数のおおのの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第 46 条 この法人の解散は、理事会及び総会において、それぞれ理事現在数及び正会員現在数のおおのの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第 47 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において、それぞれ理事現在数及び正会員現在数のおおのの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けてこの法人の目的に類似の公益法人に寄附するものとする。

第 48 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらにかわる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 定款
- 二 会員の名簿
- 三 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- 四 財産目録
- 五 資産台帳及び負債台帳

- 六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 七 理事会及び総会の議事に関する書類
 - 八 官公署往復書類
 - 九 収支予算書及び事業計画書
 - 十 収支計算書及び事業報告書
 - 十一 貸借対照表
 - 十二 正味財産増減計算書
 - 十三 その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
 - 3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第9章 補 則

第49条 この定款施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人設立の日から施行する。
- 2 日本速記協会に属した会員及び権利義務の一切は、この法人で継承する。
- 3 前項の会員は、入会金の納入を要しないものとする。
- 4 この法人設立当初の会計年度は、設立の日から始まり、昭和41年9月30日に終わる。
- 5 この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりとし、その任期は昭和42年9月30日までとする。(役員氏名は省略)

附 則

- 1 この定款は、平成22年3月9日から施行する。